

令和 7 年度 地域福祉活動支援事業実施要綱

1 目 的

各字の住民組織や団体等が実施する地域福祉活動（ふれあい・助け合い）であって、地域特性を生かしたきめ細かな実践的事業に対して助成を行い、高齢者、障がい者及び児童等の福祉の向上と互いにふれあい、助け合いの充実したまちづくりを図ることを目的とする。

2 実施主体

みなべ町社会福祉協議会（以下「本会」という。）

3 助成対象事業

「目的」にかなう事業であり、その事業により地域福祉活動の増進とイメージアップが図れる等の効果が期待できる次の例示事業に対して助成する。

＜事業例＞

- （１）小地域ネットワーク事業（隣近所の見守りや助け合いの強化等）
- （２）ふれあいきいきサロン（高齢者や障がい者等が身近な場所で楽しく集う場所作り）
- （３）高齢者・障がい者・児童との地域交流事業
- （４）障がい者理解促進事業
- （５）子育て支援事業
- （６）住民参加による在宅福祉サービス事業
- （７）その他目的に照らし事業効果が期待できる先駆的な事業など
- （８）みなべ町包括支援センターが管理しているサロンとは別の活動である事（例：いきいき体操後の友愛活動や交流活動等は×）

ただし、別日に、友愛活動等を目的として行う活動であれば申請対象とする

4 助成額等

- （１）各字の住民組織や団体等からの申請に基づき、１団体３万円を限度とし、開催回数に応じて次の金額を助成する。

ア．年６回以上：３万円

イ．年５回以内：２万円

前年度の実績を参照のうえ助成金額を決定することとする。

- （２）助成を受けようとする団体は助成申請書を本会に提出する。
- （３）この事業の会計年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。
- （４）助成を受けた団体は事業報告書を本会に令和８年３月２７日（金）までに提出する。

※長寿クラブや婦人会、子ども会などグループ会員の為だけに実施する活動は対象外です。また宗教・政治活動のみも対象外になります。

但し、地域福祉活動の目的である住民の仲間づくりの場を設定することで広く、孤立感の解消や地域住民の見守り声かけ運動、介護予防など地域で支え合い助けあい活動につながる活動については審査のうえ助成を決定します。

5 活動の例として

- ・近隣での交流促進のため、お茶菓子等を配布、近隣、小規模での集まりの支援（みなべ町包括支援センターが管理するサロンとは別日に行う事が条件）
- ・地域の高齢者・児童等への声かけ運動
- ・消費者被害を防止するチラシの配布
- ・登下校時の交通安全の見守り活動の推進
- ・近隣の環境美化を通じた交流活動（近隣で声をかけて実施等）
- ・避難行動など防災時の声掛け等ネットワークづくり
- ・その他、事業の対象となる活動の可否については、事前にご連絡いただきし
たら、検討させていただきます。

【おねがい】

※年度ごとで助成金のほうは使い切っていただけますようお願いいたします。
使いきれなかった場合や、やむを得ず今年度活動を中止する場合は、助成金
はご返金いただき、翌年度再度申請をお願いいたします。

また、申請いただいた団体の代表者の方が年度途中で変更した場合、社会福
祉協議会へ連絡いただけますようお願いいたします。

※長寿クラブの助成金については、長寿クラブ担当者へ直接お問い合わせくだ
さい。